○退職手当の支給制限等に係る意見の聴取事務処理要領の制定について

令和４年３月29日
道本務第5166号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

みだしのことについては、北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年道条例第149号）、北海道職員等の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年道規則第89号）によるほか、令和４年４月１日からは次のとおり取り扱うこととしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

退職手当の支給制限等に係る意見の聴取事務処理要領

第１　趣旨

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年道条例第149号。以下「条例」という。）第14条第３項又は第15条第４項（条例第16条第２項及び第17条第７項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職手当管理機関（条例第11条第２号に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。）が行う意見の聴取の手続については、北海道職員等の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年道規則第89号。以下「手続規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第２　定義

この要領における用語の意義は、条例、北海道行政手続条例（平成７年道条例第19号。以下「準用行政手続条例」という。）及び手続規則において使用する用語の例による。

第３　事務処理要領

１　主宰者の指名

退職手当管理機関は、警視以上の階級にある警察官又はこれに相当する職務にある職員のうち、意見の聴取を主宰するについて必要な法令に関する知識経験を有し、かつ、公正な執行をすることができると認められる者を主宰者として指名する。

２　代理人

⑴　資格の証明

準用行政手続条例第16条第３項（準用行政手続条例第17条第３項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、意見の聴取の件名、代理人の氏名及び住所並びに当事者又は参加人が代理人に対して当事者又は参加人のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書（別記第１号様式）により行うものとする。

⑵　資格の喪失

準用行政手続条例第16条第４項（準用行政手続条例第17条第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代理人資格喪失届出書（別記第２号様式）により行うものとする。

３　参加人

⑴　許可申請

手続規則第４条第１項の規定による許可の申請については、意見の聴取の期日の４日前までに、参加人許可申請書（別記第３号様式）を提出することにより行うものとする。

⑵　許可通知

手続規則第４条第２項の規定による通知は、参加人許可通知書（別記第４号様式）又は口頭により行うものとする。

４　補佐人

⑴　許可申請

手続規則第８条第１項の規定による許可の申請については、意見の聴取の期日の

４日前までに、補佐人出頭許可申請書（別記第５号様式）を提出することにより行うものとする。

⑵　許可通知

手続規則第８条第２項の規定による通知は、補佐人出頭許可通知書（別記第６号様式）又は口頭により行うものとする。

５　参考人

手続規則第５条の規定により、主宰者が参考人に対し、意見の聴取に関する手続に参加することを求める場合は、参考人参加通知書（別記第７号様式）により行うものとする。

６　意見の聴取の通知

準用行政手続条例第15条第１項の規定による通知は、意見の聴取通知書（別記第８号様式）によって、意見の聴取の期日の１週間前までに行うものとする。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合は、準用行政手続条例第15条第３項の規定により、意見の聴取の期日の１週間前までに北海道警察本部庁舎の掲示場に、意見の聴取通知公示送達書（別記第９号様式）を掲示するものとする。

７　意見の聴取の期日等の変更

⑴　変更の申出

手続規則第３条第１項の規定による申出は、意見の聴取の期日・場所変更申出書（別記第10号様式）を提出することにより行うものとする。

⑵　変更の通知

手続規則第３条第３項の規定による通知は、意見の聴取の期日・場所変更通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

８　文書等の閲覧の手続

⑴　閲覧の請求

手続規則第６条第１項の規定による閲覧は、文書閲覧請求書（別記第12号様式）を提出することにより行うものとする。

⑵　閲覧の通知

手続規則第６条第２項の規定による通知は、文書閲覧通知書（別記第13号様式）又は口頭により行うものとする。

９　証拠書類等の提出を受けた場合の手続

⑴　証拠書類等の受理

主宰者は、準用行政手続条例第20条第２項又は第21条第１項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録（別記第14号様式）を作成し、その写しを証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

ア　意見の聴取の件名

イ　提出をした者の氏名及び住所

ウ　提出を受けた年月日

エ　提出を受けた証拠書類等の標目及び数量等

オ　取扱者の職名及び氏名

⑵　証拠書類等の返還

主宰者は、必要がなくなったときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請書（別記第15号様式）と引換えに行わなければならない。

10　意見の聴取の審理の公開

退職手当管理機関が、手続規則第10条の規定により、意見の聴取の期日における審理の公開を認めたときは、意見の聴取の期日の１週間前までに北海道警察本部庁舎の掲示場に、意見の聴取の期日・場所公示書（別記第16号様式）を掲示するものとする。

11　意見の聴取の審理の方式

主宰者は、意見の聴取の冒頭において、退職手当管理機関の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を、出頭した者に対して説明させるものとする。

12　意見の聴取の続行・再開通知

準用行政手続条例第22条第２項及び第25条の規定による通知は、意見の聴取続行・再開通知書（別記第17号様式）により行うものとする。

なお、当事者又は参加人の所在が判明しない場合は、準用行政手続条例第22条第３項及び第25条の規定により、意見の聴取の期日の１週間前までに北海道警察本部庁舎の掲示場に、意見の聴取続行・再開通知公示送達書（別記第18号様式）を掲示するものとする。

13　意見の聴取調書

手続規則第12条第１項の規定による調書は、意見の聴取調書（別記第19号様式）により作成するものとする。

なお、証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付するものとする。

14　意見の聴取報告書

手続規則第12条第３項の規定による報告書は、意見の聴取報告書（別記第20号様式）により作成するものとする。

15　意見の聴取調書等の閲覧

⑴　閲覧の請求

手続規則第13条第１項の規定による閲覧は、意見の聴取調書等閲覧請求書（別記第21号様式）を提出することにより行うものとする。

⑵　閲覧の通知

手続規則第13条第２項の規定による通知は、意見の聴取調書等閲覧通知書（別記第22号様式）又は口頭により行うものとする。

※　様式一覧、別記様式は省略